

後援会会則

吉野修一郎選手後援会会則

(名称)

第1条 この会は吉野修一郎選手後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、埼玉県川越市藤間727-1内に置く。

(目的)

第3条 本会は、吉野修一郎選手のプロボクシング活動を応援及び支援する事を目的とし会員相互の交流と親睦を図る事とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成する為に、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- ①吉野修一郎選手の欲する選手として活動する為の種々の支援活動。
- ②吉野修一郎選手との激励交流会などの開催。
- ③その他本会の目的を達成する為に必要な事業。

(会員種別)

第5条 この会の会員は、会則の主旨に賛同して入会を希望する者とし以下の会員種別を設ける。

- 個人会員(高校生以上)
- 法人会員(法人及び個人事業を行う者)
- 協賛会員

(入会)

第6条

- (1)当会の目的に賛同し入会を希望する者は、当会の会員になる事ができる。
- (2)会員として入会しようとする者は、入会申込書を当会に提出し、承認を得るものとする。
- (3)当会は前項により入会申込書を提出した者が反社会的勢力その他当会会員となる事が相応しくない者であると当会が判断した者は、入会を拒否する事が出来る。

(会費)

第7条 会員は次に定める年会費を当会に納めるものとする。

- (1)個人会員 10,000円(税込)
- (2)法人会員 50,000円(税込)
- (3)協賛会員(1口) 5000円～

(退会)

第8条 会員は、退会届を当会に提出し任意に退会する事ができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会した者とみなす。

- (1)本人が死亡した時
- (2)会費を2年以上納入しない時
- (3)除名された時

(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

事務局長 1名

会計 1名

監査役 1名

(役員の職務)

第10条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、その業務を統括する。

3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。

4 会計は、本会の出納事務を担当する。

5 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員の選任)

第11条 会長、副会長(および事務局長)の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

2 事務局長は会長が指名する。

3 会計は、事務局長(会長)が指名する。

4 監査は、全会員の中から選出する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会の議決により、これを解任する事が出来る。

①心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められる時。

②その他解任に相当する事項が認められる時。

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要がある時は、臨時に総会開催する事が出来る。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1)会則、事業等の改廃

(2)事業計画並びに収支予算及び決算

(3)本会の解散

(4)役員の選任及び解任

(5)その他本会の運営に関し重要な事項

3 本会の会議は、会長が召集する。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に事業報告書、収支予算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、埼玉県川越市藤間721-1内に置く。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日迄とする。

2 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

(会計資格の抹消)

第18条 本会会員が次の各号に該当する事になった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消する事が出来る。

①会員との連絡が取れなくなった場合。

②1年以上、活動実績がない場合。但し休会届を提出した場合は、この限りでない。

③会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(会則の変更)

第19条 この会則の改正は会長がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもの他、必要な事項は別に定める。

付則

1 この会則は、令和4年4月1日から施行する。